

収集するためのソフトウェアを配布するとともに、各機関において稼働環境を整備しなければならず、大規模な準備が必要となる。そのため、平成20年度中にレセプト情報及び健診・保健指導情報の収集を行う匿名化・提供システムと、蓄積と出力を行う取込・定型資料作成等システムを構築する。これを受けて、本事業の第1フェーズとして、平成21年度からレセプト情報及び健診・保健指導情報の収集・蓄積を開始し、その蓄積した情報を用いて分析方法を確立する。

さらに、第2フェーズにおいては、第1フェーズにて確立した分析方法を定型化することで業務を効率化するとともに、さらに高度な情報の利活用、分析を行う。そのために、本調達で構築するシステムの機能拡張等を平成21年度以降に検討することとしている。

以下にレセプト情報及び健診・保健指導情報の収集・分析の全体スケジュールを示す。

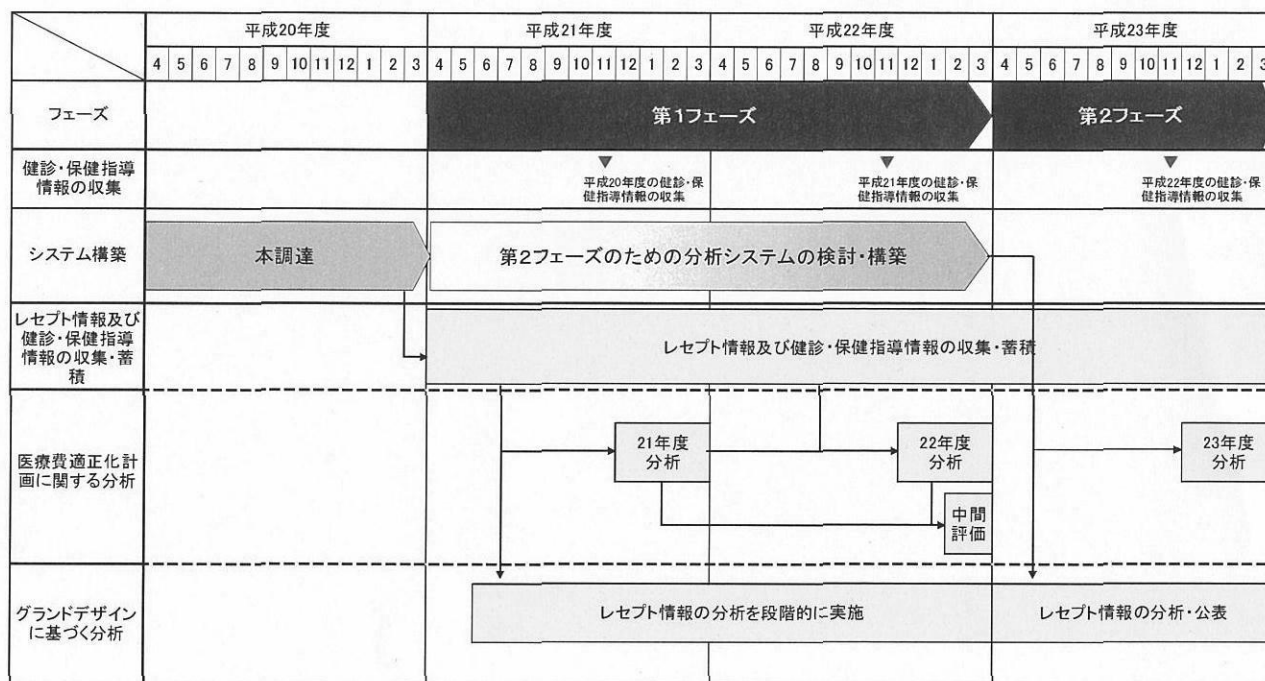


図 2-1 収集・分析の全体スケジュール

2.2.1 第1フェーズの内容

(1) 実施する分析の内容

平成22年度に実施する医療費適正化計画の中間評価に向けた分析として、第1フェーズで行う分析の内容は、以下を想定している。

- ア. 医療費適正化計画の目標達成状況
- イ. 健診・保健指導情報の都道府県別（地域別）実施状況
- ウ. 医療費に及ぼす影響に関する分析（レセプト情報と健診・保健指導情報を紐付け、特定健康診査及び特定保健指導結果と病歴や医療費との関係等）

(2) システム化の範囲

上記の分析を実施するために、平成20年度中に以下の仕組みを構築する。なお、第1フェーズ及び第2フェーズでの実現範囲について、「図2-2 段階的なシステム化のイメージ」に示す。

ア. レセプト情報及び健診・保健指導情報を収集する仕組み

レセプト情報及び健診・保健指導情報を、患者の個人情報を除いた上で、当省に受け渡す仕組みを構築する。

なお、レセプト情報及び健診・保健指導情報を収集する対象保険者は約3300保険者である。それらの情報を効率的に収集する目的において、支払基金及び国保連合会で一旦取りまとめた情報を収集することを想定しているため、収集元となる機関は支払基金及び国保連合会を含め、約1750拠点と想定している。

イ. データ蓄積基盤の構築

当省において、収集したレセプト情報及び健診・保健指導情報を蓄積する仕組みを構築し、与える条件（都度に入力するSQL等）に基づいてデータを抽出・集計するためのシステムを取込・定型資料作成等システム用機器上に構築する。なお、分析については、抽出したデータをもとにして、当省保険局総務課医療費適正化対策推進室等のクライアント端末（以下「各課クライアント端末」という。）で必要に応じて実施することとする。